

【メールマガジン 第2号】



NPO法人
成年後見センターかけはし
〒242-0022
神奈川県大和市柳橋2丁目1-26 ウイングシバタ 102
TEL: 046-244-5551 FAX: 046-244-5534
HP: <http://www.kakehashi-tomonii.org/>
E-mail: info-kakehashi@galaxy.ocn.ne.jp



ごあいさつ

代表理事 小川 肇

私達「成年後見センターかけはし」の会は、理知、慈悲の調和をもって事業推進に努めることです。

理知とは規範を遵守し、道徳、倫理、道義心、社会通念そして慣習に沿ってものごとを進めることです。

そして慈悲とは、思いやりの心と優しさ、相手の位にたつて物事を考え対応することで、この二つ「相（すがた）」と「形（かたち）」の調和こそ、この事業を為す上での原点であると考えております。

今年は、横浜家庭裁判所から2件の後見業務を受任することができました。地域支援連携を図りながら、被後見人である利用者さんが、心豊かな生活が過ごせるよう後見活動を始めております。

「かけはし」のスタッフは、福祉施設職員の協力を得ながら、この「コンセプト」理念の下で事業の促進を鋭意図っていきたくと考えております。今後とも、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

【特集】

- ・【講演取材】
「障害者権利条約の批准と障害のある方の人権・合理的配慮」 P2

【記事】

- ・2015年をふりかえりながら P3
- ・支援員養成講座の開講に向けて ... P3
- ・部門別の活動紹介 P4
- ・メッセージ P5
- ・ご案内 P6
- ・職員紹介 P6

【編集コメント】

成年後見制度が、障がい者の親の団体に拡がりをはじめ、十年ぐらいになる。先輩のお母さん方は、残された子どものために親族後見という道を選ばれた方もいた。そして今度は親自身から次の後見人の方への引き継ぐことの課題が来ている。

一度、被後見人になってしまうと、必ず誰かに後見業務を任せなければならぬ。障がい者の兄弟になるのか、裁判所で選ばれた専門職なのか、その人、一人一人の状態にあった方になることが望ましい。その時、家族について深く考えさせられる。

社会の概念はその時々で大きく変化していく。その中で、人とかかわる私たちは、決して忘れてはならないことがある。

「今、目の前にいる人が思っている幸せってなんだろう」「自分の想いをそっと横に置き、心で対話できるようにになりたい」と

(大部)

【 法人研修会の取材に行ってきました 】

6月25日（木）

（社福）県央福祉会の職員全体研修会が開催されました。

当日は「かけはし」でもお世話になっている、銀座通り法律事務所の清水建夫弁護士と早田賢史弁護士のお二人による『障害者権利条約の批准と障がいのある方の人権・合理的配慮』の講演があり、早速カメラを片手に取材に行ってきました。

会場となった大和保健福祉センターのホールには立ち見が出るほどの人が集まり、県央福祉会で働いている職員のみなさんの「人権」に対する関心の高さを窺い知ることができました。



講演では、権利条約の条文を両弁護士が法律家ならではの視点で解説

してくださり、「『人権』とはそれぞれの人の立場になって考えることが大切である。『障害者権利条約』は真正面から不問的

なところに向かっており、障がいのある人には最高の条約である。」と話すお二人の言葉の奥底には、人を心から大切にして社会の中でひとりひとりが、生き生きと過ごせることへの願いと愛が感じられました。



早田先生

清水先生



清水建夫 弁護士
東京弁護士会所属
銀座通り法律事務所代表

働く障害者の弁護団代表。働くうつの人のための弁護団代表。NPO法人障害児・者人権ネットワーク理事。日本弁護士連合会障害者差別禁止法制定特別委員会委員。



早田賢史 弁護士
第二東京弁護士会所属
銀座通り法律事務所

働く障害者の弁護団。働くうつの人のための弁護団。第二東京弁護士会高齢者障害者総合支援センター運営委員会委員。日本労働弁護団会員。

【 回想 】 2015 年をふりかえりながら

今年も本当にいろいろなことが世界中で起こりましたね...

「かけはし」にとっての重大ニュースは、なんとといっても横浜家庭裁判所から 2 件の後見業務を受任したことではないでしょうか。

2014 年 1 月に法人としての産声を上げてからというもの相談支援・受任事業部門ではコツコツと電話や面談での相談件数と実績を積み上げてきましたし、企画・講演事業部門でも講演会などを通して広報活動を行ってまいりました。

なにより、「かけはし」の成立、そこからの活動を支えてくださった会員みなさま、講演会にご参加くださったみなさま、県央福祉会の後援会、そして職員みなさまからのご支援があったからこそと、みなさまに心より感謝申し上げます。誠にありがとうございます。

また、去る 8 月 28 日に小川代表理事が、全国社会福祉協議会(新霞が関ビル内)の平成 27 年度第 2 回施設長実学講座にて招待講演されました。NPO 法人の事例報告は 1 件のみで、演題は「NPO 法人成年後見センターかけはしの実践報告」でした。法人後援会(家族会)を母体とした NPO 法人による法人後見の取り組みを紹介して参りました。参加者は 83 名でした。



最後に、2016 年もみなさまにとって良い年になりますように祈念申し上げます。

【 ニュース 】 後見支援員養成講座はじまる!?

かけはしでは、設立当初より「市民を対象とした成年後見人等の養成に係る事業」に取り組むことを事業内容のひとつの柱として掲げてきました。

< 活動目的 >

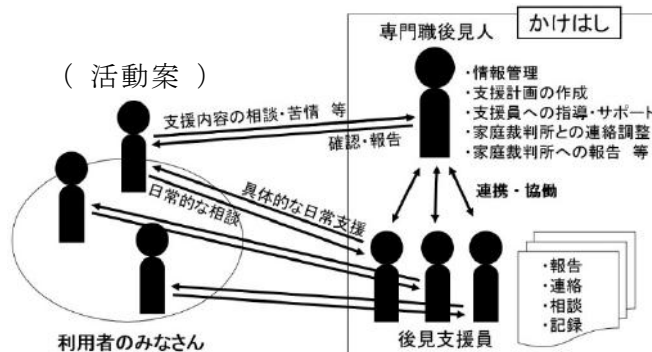
- ① NPO 法人成年後見センターかけはしの後見支援員を養成する
- ② 前述の目的達成を通して、権利擁護事業の啓発に取り組む

< 受講対象者 >

- ① 市民養成講座を修了された方
 - ② 障がいのある方への権利擁護事業に興味のある方
- * かけはし会員(親族を含む)について、講座修了後に本会で支援員活動をされる場合は一定の制限(支援対象者、活動の範囲等)を設ける場合があります。

< 受講後の活動 >

受講修了者の希望に応じて、かけはしに所属する専門職後見人と共に被後見人となった方たちの支援を行っていただく予定です。



< 予定 >

2016 年 6 月に開講予定です
募集要項が出来上がりましたらホームページなどでご案内いたします。

【 運営委員会活動紹介 】

運営委員会は、事業部門の担当役員が中心となって毎月の第一水曜日の午前で開催しております。2015年6月の通常総会以降の主な審議は、

- ・かけはしの受任方針
- ・受任申立ての諾否
- ・主たる事務所の変更登記申請
- ・理事会の審議案件
- ・法人後見専門員・支援員の登録及び雇用契約
- ・月例会計報告及び財務管理

等です。この委員会に、福祉施設の職員がオブザーバーとして係ってくださることで、福祉の専門的な視点や利用者、そしてご家族の皆様の声を広く運営に取り入れることができるようになっております。

【 相談支援・受任事業活動紹介 】

相談業務は、
**毎週月・火・水曜日の
午前 10 時 30 分から午後 3 時まで**
受任担当理事が、かけはし事務所で電話または面談を行っております。幅広い事柄についてご相談に乗っておりますので、お気軽にご相談してください。

受任業務では、今年2件の後見業務を横浜家庭裁判所から受任しました。後見活動では、利用者さんを支援するための地域支援エコマップを作成し、関係者全員によるケアカンファランスを定期的を開催しております。

また、これまで実施した出張相談会(75件)についても、今後フォローアップを行い、きめ細やかなケアを計画しております。



< 講演会の様子です >

上段：9/17（木）大場理事による講演会

下段：7/10（金）関矢理事による講演会

【 企画・講演事業活動の紹介 】

2015年は以下の4つのテーマで講演会を開催いたしました。

- ① 「障がいのある子の未来と成年後見」
- ② 「成年後見の利用にむけて」
- ③ 「成年後見を利用してみました～利用している父親の立場から～」
- ④ 「権利擁護と成年後見制度（かけはしの果たす役割）」

後見制度の利用を直近の問題として考えている方から、進路指導に当たられている学校の先生まで様々な立場の方が多く参加してくださいました。2016年は10月から3回の講演会を企画いたしますので楽しみに！

また、2016年6月には「支援員」の養成講座を開催いたします。専門職後見人と共に障がいのある方の生活をサポートして下さる方を募集いたします。募集要項などはHPに掲載していきますのでもうしばらくお待ちください。

【「障害者の権利に関する条約」って誰のためにあるの？】

みなさん、こんにちは。

今日は、「障害者の権利に関する条約（この後は「障害者権利条約」と記します。）」についてみなさんと一緒に考えていきたいとおもいます。

まず、「障害者権利条約」とはそもそも何なのか。

それは、障がいのある方が地域社会で生活するうえで社会の一員として、当たり前のようにご自身の利益を主張することができたり、利益を受け取ったりすることができる。そんな社会を実現するために国同士が話し合い、障がいのある方の権利を守るために国が行うことを決めた約束ごとです。

日本は2007年に条約を結ぼうとする国々の仲間入りをし、2014年には条約の内容を守ることを他の国々と約束しました。

その内容とは、国が中心となって①障がいがあることへの差別を禁止し、障がいがあることで生活のしづらさがあればその困難を解決する努力をします。②障がいのある方に関わる政策や決まりごとは障害のある方と相談をして決めます。③建物や乗り物を利用しやすいように生活上の妨げとなるバリアをなくします。④すべての障がいのある方が地域社会で生活するために、そして地域社会に参加するために必要な手続きを行います。⑤教育（学ぶ）、雇用（仕事をする）、文化・スポーツへの参加の機会を保障するとともに、参加しやすい環境を整えます。⑥世界中で生活している障がいのある方の権利を守るために他の国と協力します。⑦国の取り組みが条約の内容を守っているのかを確認するための委員会をつくり、国の報告が正しいかどうかを調査します。という活動が定められています。

そして条約の作成にあたっては「Nothing About US Without US（私たちのことを、私たち抜きに決めないで）」と障がいのある方たちの団体に発言する機会が設けられたのです。

そうなんです！「障害者権利条約」は障がいのある方の声がおもいが込められた、障がいのある方にとっての、そして私たちも含めたすべての人類にとっての約束事なのです。

私たち「かけはし」は、障がいのある方の権利を守るために結成された団体です。私たちは常に皆さんの声に耳を傾け、皆さんの思いに寄り添いながら活動していくことを約束します。

そこで、私たちは皆さんに提案があります。

皆さんの声を聴かせてください。私たちの仕事はまず皆さんの声を聴くことから始まります。皆さんが生活していく中で感じる「困ったな」「どうしよう」という小さな悩みごとや不安から、具体的な「成年後見制度の利用について」の相談まで。私たちはみなさんの声を大切にしながら皆さんの権利を守り、生活がより豊かなものになるように活動していきます。



【 ご案内 】

<2016年度かけはし講座>

第1回：2016年10月13日（木）

第2回：2016年11月17日（木）

第3回：2016年12月15日（木）

会 場：ユニコムさがみはら

（小田急線相模大野駅徒歩3分）

*詳細はHPにて更新していきますのでご確認ください。

<後見支援員養成講座>

「かけはし」では専門職後見人の業務をサポートして下さる「支援員」の養成講座を2016年6月に開講する予定です。

詳細はホームページにてお知らせしていきますので興味のある方は是非参加してください。

【 職員紹介 】

9月末より事務の後任に就きました、平井朋子と申します。

「かけはし」の成年後見という仕事に社会的に重要な役割を強く感じております。微力ながら皆様のお役に立ちたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。



【 事務所案内 】



目印の看板です⇒

【 会員募集 】

当会の目的と活動をご理解いただき、活動を支えてくださる個人・団体の入会をお待ちしています。

< 年会費 >

正 会 員（個人）	8,000 円
（団体）	—□ 10,000 円
賛助会員（個人）	—□ 3,000 円
（法人）	—□ 5,000 円

*入会をご希望の方はご連絡ください



NPO法人
成年後見センター かけはし

住所：〒242-0022

神奈川県大和市柳橋2丁目1-26
ウイングシバタ 102

TEL：046-244-5551 FAX：046-244-5534

E-mail：info-kakehashi@galaxy.ocn.ne.jp

HP：http://www.kakehashi-tomoni.org/

発行：2015年12月2日（水）

編集責任者：有賀昭博・大部さつき